



金 沢 市 公 報

第 2 8 9 2 号

平成29年(2017年)2月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○市道の区域の変更について (道路管理課)	4
●告 示		●公 告	
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業振興課)	4
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	○予防接種を行うことについて (健康政策課)	5
○地縁による団体の認可について (市民協働推進課)	3	○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	6
○住民票の職権消除について (市 民 課)	3	●公営企業告示	
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定による事業者の指定 について(2件) (障害福祉課)	3	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	6
○平成9年告示第232号(金沢市営住宅条例の 規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定 めたことについて)の一部改正について (市営住宅課)	4	○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (")	7

告 示

●金沢市告示第42号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成29年2月13日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 1 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 - 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
 - 金沢市営表参道自転車駐車場
 - 金沢市営十間町自転車駐車場
 - 金沢市営柿木島自転車駐車場
 - 金沢市営片町広場自転車駐車場

- 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場
 金沢市営武蔵自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
 金沢市営豎町自転車駐車場
 金沢市営此花町自転車駐車場
 金沢市営豎町第2暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 自転車 148台
 原動機付自転車 3台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 平成29年1月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 金沢市此花町3番2号
 公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 日時 平成29年2月13日から同年5月12日まで
 午前10時から午後7時まで
 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第43号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成29年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数		
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車 6台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車 1台
片町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車 3台
広岡2丁目地内	自	転	車 1台
新神田2丁目地内	自	転	車 1台
北安江2丁目地内	自	転	車 1台
石引1丁目地内	自	転	車 1台
豎町地内	自	転	車 3台
三馬3丁目地内	自	転	車 1台
窪6丁目地内	自	転	車 5台
片町1丁目地内	自	転	車 4台
西泉1丁目地内	自	転	車 4台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
 平成29年1月1日から同月31日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
 (1) 期間
 平成29年2月13日から同年8月12日まで
 (2) 場所
 金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 名称

直江町会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	地 番
直 江 町	全域

4 主たる事務所

金沢市直江町ホ52番地

5 代表者の氏名及び住所

井上 恒夫

金沢市直江町ホ52番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

9 認可年月日

平成29年2月13日

●金沢市告示第45号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成29年1月25日に職権で削除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成29年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

住 所	氏 名	性別	生 年 月 日
金沢市松村1丁目30番地	SILWAL RAM CHANDRA	男	1977年6月30日

●金沢市告示第46号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

平成29年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指 定年月日
1710104629	グループホーム あん	金沢市神宮寺3丁目16番11号	株式会社さくらCom	金沢市三池栄町156番地	短期入所	特定無し	平成29年2月1日
1720104635	グループホーム あん	金沢市神宮寺3丁目16番11号	株式会社さくらCom	金沢市三池栄町156番地	共同生活援助	特定無し	平成29年2月1日

●金沢市告示第47号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の規定により指定特定相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示します。

平成29年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	相談支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1730104617	すまいるプランニング	金沢市額谷3丁目49番地	一般社団法人ソーシャルプロジェクト	金沢市額谷3丁目49番地	計画相談支援	身体障害者・知的障害者・精神障害者	平成29年2月1日

●金沢市告示第48号

平成9年告示第232号（金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて）の一部を次のように改正し、平成29年5月1日から適用します。

平成29年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表光が丘住宅の項中「132戸」を「116戸」に、「56戸」を「72戸」に改め、同表緑住宅の項中「942戸」を「922戸」に、「61戸」を「81戸」に改める。

●金沢市告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成29年2月13日から同月27日まで一般の縦覧に供します。

平成29年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	寺町5丁目線6号	寺町5丁目 615番 先から	旧	5.4～5.5	3.8
		寺町5丁目 612番 先まで	新	24.5～24.8	3.8

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを

申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成29年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成29年2月13日から同年3月15日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林局農業振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

平成29年3月16日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林局農業振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

平成29年2月13日から同年3月15日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成29年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳になる日の属する年度の末日までの間にある女子	平成29年3月1日から 平成29年3月31日まで	別表のとおり

2 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であった者であって、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
日高 奈津子	あおばウィメンズクリニック	金沢市畝田東3丁目540番地

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成29年2月13日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市円光寺本町133番1及び133番3から133番6まで	金沢市馬替2丁目43番地1 サンセル不動産株式会社 代表取締役 伊藤 征太郎	道路 金沢市円光寺本町133番1
金沢市諸江町中丁142番1、142番3から142番7まで、144番1及び144番3から144番6まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市駅西新町3丁目1番35号 中村住宅開発株式会社 代表取締役 鍋谷 一貴	道路 金沢市諸江町中丁142番4及び144番4並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 調整池 金沢市諸江町中丁144番6及び金沢市所管の法定外公共物の一部

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第6号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年2月13日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 平成28年10月1日から同年12月31日までの原料の平均価格等
 - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 40,560円
 - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 40,920円
 - (3) 1トン当たり平均原料価格 40,780円
- 2 原料価格変動額 48,700円
算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 40,780円（1トン当たり平均原料価格）＝ 48,700円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額－48,700円（原料価格変動額）／100円×0.082円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から39.94円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- 4 平成29年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	208円2銭

B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	206円2銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	193円52銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	191円69銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	186円69銭

●金沢市公営企業告示第7号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年2月13日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成28年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 40,920円

- (2) 原料価格変動額 45,400円

算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 40,920円（1トン当たり平均原料価格）＝ 45,400円（100円未満切捨て）

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－45,400円（原料価格変動額）／100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から92.62円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- (4) 平成29年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	382円2銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	372円92銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成28年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 40,920円

- (2) 原料価格変動額 45,400円

算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 40,920円（1トン当たり平均原料価格）＝ 45,400円（100円未満切捨て）

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－45,400円（原料価格変動額）／100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から92.62円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- (4) 平成29年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	363円77銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	354円67銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成28年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 40,920円

- (2) 原料価格変動額 45,400円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 40,920円(1トン当たり平均原料価格) = 45,400円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 45,400円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から92.62円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成29年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	367円68銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	358円58銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成28年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格

1トン当たり 40,920円

- (2) 原料価格変動額 45,400円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 40,920円(1トン当たり平均原料価格) = 45,400円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 45,400円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から92.62円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

- (4) 平成29年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	356円18銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	347円8銭

◎正 誤

○平成23年3月31日付け金沢市公報号外第7号の15

頁	箇 所	誤	正
2	上から9行目	職員共済	議員共済

平成29年(2017年)2月13日 印刷
平成29年(2017年)2月13日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄